平成２２年（フ）第１３３号
金沢市富樫２丁目７番27号、従前の住所金沢市片町２丁目１番14号
債務者　奥村　容子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
金沢市駅西新町１丁目15番７号　ハウス西田205号
債務者　奥森康夫こと　朴　　康夫
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
石川県かほく市松浜ニ８番地４
債務者　金治　正樹
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目532番地４
債務者　坂本由紀子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９５号
石川県白山市西米光町チ12番地１
債務者　八田　正次
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
長野県安曇野市豊科高家1137番地76
債務者　野本　義則
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３８１５号
愛知県稲沢市奥田町下二条1408番地35
債務者　加藤　知子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８３号
名古屋市名東区牧の原１丁目901番地　インテリジェント星ケ丘Ⅱ号館403号
債務者　飯田　侑香
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８１号
愛知県豊田市明和町２丁目61―52、住民票上の住所名古屋市天白区植田南１丁目121番地ＳＡＧＡ―８Ｃ号
債務者　神谷　秀美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２１６号
愛知県尾張旭市大久手町上切戸７番地
債務者　横道　梅作
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２１７号
愛知県尾張旭市大久手町上切戸７番地
債務者　横道美恵子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
兵庫県篠山市風深224番地　サニーハウス城西203号
債務者　小西　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
兵庫県丹波市氷上町石生1511番地２
債務者　伊田　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
兵庫県神崎郡市川町澤768番地の１、申立時の住所兵庫県神崎郡市川町澤828番地の２
債務者　楠田みさを
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７０６号
兵庫県加古川市尾上町口里559番地の１カームモリⅠ―206号
債務者　増田　典彦
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７４号
兵庫県加古川市野口町水足333番地の10
債務者　長友　正昭
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３０３号
兵庫県姫路市飾磨区清水51番地１　ベルトピア飾磨407
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０７号
広島市佐伯区利松１丁目17番12号
債務者　中川　克美
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部